

対象物の種類の明確化について

No.	Page	質問・コメント等
18	本文 P3 (対象物)	対象物の種類について「サポート，ケーブルトレイ，電線管，現場盤，ラック等」と記載されているが「等」には何が含まれているか説明すること。

認可申請書では，以下のとおり記載している。

記載場所	本文 (P3)	(本文) 表-5
記載内容	複数の系統にまたがる設備のうち「 <u>サポート，ケーブルトレイ，電線管，現場盤，ラック等</u> 」である。	複数の系統にまたがる設備 主蒸気バイパス系 圧縮空気系 換気空調系 用水・消火用水系 所内蒸気系 <u>サポート・ケーブルトレイ・電線管</u> <u>現場盤・ラック</u> 補給水系

申請書では，タービン設備，原子炉設備又は廃棄物処理設備の系統にまたがって構成されている設備を「複数の系統にまたがる設備」として整理している。

本文 (P3) では，複数の系統にまたがる設備のうち重量が大きいものから記載している。「等」と記載している具体的な放射能濃度確認対象物は，(本文) 表-5 の複数の系統にまたがる設備の内，主蒸気バイパス系の機器，圧縮空気系の機器，換気空調系の機器，用水・消火用水系の機器，所内蒸気系の機器，補給水系の機器である。

回答書 No.1 に記載したとおり，今回の認可申請書においては，前回の認可申請書と同様な考え方を採用し，合理的な記載として対象物の種類は設備・系統名称を記載している。

(本文) 表-5 では複数の系統にまたがる設備において「サポート・ケーブルトレイ・電線管」，「現場盤・ラック」は系統名 (例：主蒸気バイパス系) と同列に扱っている。

以上